

株式交換に係る事前開示書面の変更事項

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条 6 号に基づく
変更後の事項の開示)

2024 年 6 月 7 日

京成電鉄株式会社

株式交換に係る事前開示書面の変更事項

2024年6月7日

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長 小林 敏也

京成電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は2024年4月26日の取締役会決議により、2024年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、関東鉄道株式会社（以下「関東鉄道」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日付で、両社間で株式交換契約を締結しました。

本株式交換に関し、当社は2024年4月26日付で、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書面」といいます。）を備置しておりますが、記載事項の一部に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条第6号の規定に基づき、下記のとおり変更いたします。

記

- 2024年5月13日開催の関東鉄道取締役会において2024年3月期に係る計算書類が承認されましたので、本事前開示書面「別紙3」の内容を、別紙のとおり変更いたします。

以上

別紙：関東鉄道の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご覧ください。

事 業 報 告

2023年4月1日から2024年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行し、企業収益や雇用情勢に改善の動きがみられることに加え、個人消費が持ち直しているなど、緩やかに回復いたしました。一方、物価上昇の影響が続いており、先行きは不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは全事業に亘り積極的な営業活動を展開するとともに、経営の効率化を図り需要動向に合わせた事業運営に努めてまいりました。

この結果、全事業営業収益は149億8,919万9千円（前期比9.4%増）となり、全事業営業利益は11億4,913万3千円（前期比58.5%増）となりました。経常利益は13億3,011万円（前期比42.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は8億9,878万円（前期比46.8%増）となりました。

なお、2024年3月1日に常総産業株式会社と株式会社関鉄クリエイトの合併、関鉄観光バス株式会社と関鉄観光株式会社の合併など、グループ事業の再編を推進しました。

次に、事業別にご報告申し上げます。

運 輸 業

鉄道事業では、常総線において車両更新工事及び重軌条化工事並びに踏切道安全対策工事を実施いたしました。また、警察・消防と連携したテロ対策訓練や異常時想定訓練、沿線住民への安全啓発、小学校での鉄道マナー教室の開催など、安全輸送の確保を図りました。

営業面においては、3月にダイヤ改正を行ったほか、駅設備システムの更新及び駅勤務の見直しにより業務効率化に努めました。また「ビール列車」などイベント列車を運行したほか、沿線自治体と連携した集客イベントの開催や「常総きぬ川花火大会」など臨時輸送を実施し、旅客誘致と増収に努めました。

バス事業では、一般路線で「水戸駅北口～水戸協同病院線」の運行を開始したほか、6月に茨城県内初となる大型EV路線バス2両を導入いたしました。また、12月には2024年4月からの改善基準告示改正に向けた対策として、減便を伴うダイヤ改正を実施したほか、3月には26年ぶりとなる運賃改定を行いました。更に、すべての路線バスにバスロケーションシステムを導入し、安全性・確実性の向上を図りました。高速バスでは「境町～東京駅線」の下り便において王子駅での乗車扱いを開始したほか、「波崎～東京駅線」、「水戸駅～東京駅線」、「茨城空港～東京駅線」において需要の回復動向にあわせ増便を行いました。また、

「茨城県庁・大洗駅・鹿島神宮駅・水郷潮来～成田空港線」「筑西・下妻・常総～成田空港線」の実証運行を行いました。

タクシー事業では、タクシー配車アプリの活用や、企業等への積極的な営業活動を実施し、増収と稼働率の向上を図りました。更に、9月に運賃改定を行ったほか、遠隔点呼の導入など業務効率化に努めました。

また、運輸業全体の取り組みとして、土浦市・かすみがうら市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市において「M a a S実証実験」に参画いたしました。

以上の結果、営業収益は111億5,006万8千円（前期比9.4%増）となり、営業利益は5億4,256万5千円（前期比244.6%増）となりました。

不 動 産 業

賃貸業では、常総市及び土浦市において、高齢者向け賃貸建物の賃貸を開始したほか、関鉄土浦ビルⅡ、西取手貸店舗2号店、南守谷駅前ビルへ新規テナントを誘致するなど、稼働率の向上を図りました。また、シェアサイクルサービス「関鉄Pedal」は、土浦市内や各鉄道沿線にサイクルステーションを設置し利用地域を拡大しました。

建設業では、新たに設備改修工事を受注するなど、増収に努めました。

しかしながら、営業収益は10億810万8千円（前期比5.5%減）となり、営業利益は4億5,241万円（前期比6.5%減）となりました。

流 通 業

タイヤやバラスト用砕石などの販売強化に努めました。また、地元特産品を販売する「もりやマルシェ」を開催するなど、収益力の強化を図りました。

以上の結果、営業収益は5億8,918万4千円（前期比13.2%増）となり、営業利益は2,273万6千円（前期比52.1%増）となりました。

レジャー・サービス業

情報サービス業は、システム開発やOA機器・ソフトウェア販売の営業力強化に取り組むなど増収に努めました。

旅行業は、特別謝恩「水上温泉」「石和温泉」や日帰りバスツアーの催行等により、旅客誘致に努めました。

以上の結果、営業収益は21億9,908万円（前期比12.6%増）となり、営業利益は9,278万1千円（前期比163.0%増）となりました。

自動車車両整備業

車検整備や車両販売の受注拡大に努めるなど積極的な営業活動を展開しました。

以上の結果、営業収益は5億2,785万9千円（前期比34.0%増）となり、営業利益は3,776万1千円（前期比26.6%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、人口減少・高齢化の急速な進展及び人材不足の深刻化に加え、物価上昇の影響から先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響で変化した生活様式に対応した経営を確立するとともに、お客様や社会から選ばれる成長企業を目指すため、長期ビジョン「関鉄ビジョン2030」を策定し、その第一段階としてグループ中期経営計画「Start Up Plan」（3カ年）をスタートさせております。

公共交通機関の使命である安全・安心・快適な輸送サービスの提供に努め、積極的な営業施策の推進及び地域社会との連携強化に取り組み、収益力・競争力の強化及び生産性の向上を図ってまいります。

運輸業のうち鉄道事業では、沿線自治体・企業と連携した需要喚起策を推進するほか、需要に適した運行ダイヤへの見直しを行い、収益力強化及び経費削減に努めてまいります。

バス事業では、有責事故ゼロを達成するため事故防止対策に取り組むとともに、2030年度までに電気バス等保有率40%達成に向け、環境に配慮した車両を配備してまいります。また、旅客動向や地域の要望、観光需要に対応した路線バスの新設・拡充・再編を実施してまいります。

なお、運輸業においては、更なる安全輸送確保のため、ヒューマンエラー撲滅を目指し、ハード・ソフト両面での対策を講じるとともに、運輸安全マネジメント体制を強化し、内部監査を継続的に実施いたします。また、沿線地域でのM a a Sの実装に向け地域との連携強化に努めてまいります。

不動産業では、新規事業用資産を取得し、分譲販売を継続するとともに、事業用地の高度利用及び未利用地の有効活用、賃貸物件の空室解消に努め、安定収益を確保してまいります。

流通業、レジャー・サービス業、自動車車両整備業では、デジタル技術を活用した業務効率化による生産性向上や顧客ニーズに対応した営業活動を展開し、受注の拡大に努めてまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、地域社会の発展に貢献し、お客様から信頼され愛される企業を目指してまいります。また、京成グループの一員として連携を強化し、収益力の向上、事業基盤の拡充などシナジーを創造するとともに、コンプライアンス体制・内部統制の強化や、SDG sの取り組みを通じて環境に配慮した経営を推進し、企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。更にお客様第一主義を徹底し、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」を浸透させ、選ばれる関鉄グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は、次のとおりであります。

(竣工した工事等)

運輸業

鉄道事業

パスモ改修工事

車両更新(機関更新) 1両

重軌条化工事

踏切遮断機更新工事(常総線30基、竜ヶ崎線10基)

バス事業

乗合・貸切バス新造 19両

乗合・貸切バス更生 7両

EV充電設備

バスロケーションシステム

不動産業

土浦市桜町高齢者向け賃貸建物新築工事

常総市高齢者向け賃貸建物式番館新築工事

(施行中の工事)

不動産業

守谷駅前賃貸住宅新築工事

(4) 資金調達の状況

当社グループは、借入金返済資金、設備資金等に充当するため、金融機関等から所要の借入を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2020年度 (第150期)	2021年度 (第151期)	2022年度 (第152期)	2023年度 (当事業年度)
営業収益	10,915,810 ^{千円}	12,132,489 ^{千円}	13,700,118 ^{千円}	14,989,199 ^{千円}
経常利益	△1,070,048 ^{千円}	△107,710 ^{千円}	932,225 ^{千円}	1,330,110 ^{千円}
親会社株主に帰属 する当期純利益	121,099 ^{千円}	27,060 ^{千円}	612,288 ^{千円}	898,780 ^{千円}
1株当たり 当期純利益	11.94 ^{円銭}	2.67 ^{円銭}	60.40 ^{円銭}	88.67 ^{円銭}
総資産	26,360,563 ^{千円}	24,706,518 ^{千円}	24,969,122 ^{千円}	25,918,607 ^{千円}

(注) 1株当たり当期純利益の算定に当たっては1株当たり当期純利益に関する会計基準を適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は京成電鉄株式会社であり、同社は当社の株式を6,135,614株（持株比率60.54%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社である京成電鉄株式会社との間で不動産賃貸借契約、業務委託契約を締結しております。これらの取引に当たっては、市場価格のある取引については市場価格に基づくなど、その条件が一般の取引と同様な条件で行われることに留意しております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、その適正性、妥当性を判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
関鉄観光バス株式会社	70,000 ^{千円}	100.00%	貸切バス事業 旅行業
関東情報サービス株式会社	40,000	100.00	情報サービス業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

① 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	当社、関鉄観光バス(株)、関鉄パープルバス(株)、 関鉄グリーンバス(株)
タクシー事業	関鉄水戸タクシー(株)、関鉄ハイヤー(株)、 関鉄タクシー(株)

② 不動産業

事業の内容	主要な会社名
分譲業	当社
賃貸業	当社、関鉄筑波商事(株)、鹿島鉄道(株)

③ 流通業

事業の内容	主要な会社名
骨材販売業	常総産業(株)
物品販売業	常総産業(株)、関鉄自動車工業(株)

④ レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
情報サービス業	関東情報サービス(株)
旅行業	関鉄観光バス(株)
ゴルフ練習場業	関鉄筑波商事(株)

⑤ 自動車車両整備業

事業の内容	主要な会社名
自動車車両整備業	関鉄自動車工業(株)

(8) 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	茨城県土浦市
	営 業 キ ロ	鉄道 55.6km(常総線51.1km 竜ヶ崎線4.5km) 乗合バス 3,320.90km
	車 両 数	鉄道 56両(内燃機関車1両 内燃客車55両) バス 460両(乗合424両 貸切36両)
	駅 数	28駅 (常総線25駅 竜ヶ崎線3駅)
	バス営業所	7営業所 2車庫営業所
	賃 貸 物 件	水海道駅南賃貸建物1号店・2号店・3号店 関鉄土浦ビルⅠ・Ⅱ 関鉄佐貫ビルⅠ・Ⅱ つくば市研究学園貸店舗A棟・B棟・C棟 高齢者向住宅(鹿嶋市 牛久市 土浦市 常総市)
関鉄観光バス株式会社	本 社	茨城県土浦市
	バス営業所	4営業所(茨城県3営業所 千葉県1営業所)
	営 業 キ ロ	乗合バス 46.70km
	車 両 数	バス 37両 (貸切31両 乗合6両)
関東情報サービス株式会社	本 社	茨城県土浦市
	営 業 所	3営業所 (茨城県2営業所 東京都1営業所)

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,014名 (565名)	17名減 (16名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、() 内には、臨時使用人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社常陽銀行	2,609,325 ^{千円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,440,000
株式会社筑波銀行	1,328,084
株式会社商工組合中央金庫	401,960

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,800,000株
(2) 発行済株式の総数 10,200,000株
(3) 株主数 942名 (前期末比3名減)
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
京成電鉄株式会社	6,135 ^{千株}	60.54%
濱 雄太郎	531	5.24
青木 恵津子	263	2.60
茨城交通株式会社	156	1.55
関東鉄道従業員持株会	149	1.47
宗教法人青昌稻荷神社	110	1.09
中山 敬之助	100	0.99
布川 瑠理子	55	0.54
白井 豊	49	0.49
片倉 力也	38	0.37

(注) 持株比率は、自己株式(64,586株)を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松上英一郎	
代表取締役副社長	登嶋進	常総産業株式会社代表取締役社長
専務取締役	武藤成一	安全・監査部、総務部担当 関鉄観光バス(株)代表取締役会長
常務取締役	廣瀬貢司	自動車部担当
常務取締役	北村恵喜	鉄道部担当 鉄道部長委嘱
取締役	長津博樹	経理部、開発部担当 鹿島鉄道株式会社代表取締役社長
取締役	鈴木篤	総務部担当 関鉄自動車工業株式会社代表取締役社長
取締役	小林敏也	京成電鉄株式会社代表取締役社長 社長執行役員 新京成電鉄株式会社取締役
取締役	小山秀夫	株式会社伊勢基本社顧問
取締役	石田奈緒子	首都圏新都市鉄道株式会社常務取締役
常勤監査役	河上守	
監査役	天野貴夫	京成電鉄株式会社代表取締役 専務執行役員 新京成電鉄株式会社取締役
監査役	石田東生	筑波大学名誉教授
監査役	石山ありさ	弁護士(弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所)

- (注) 1. 2023年6月27日をもって、鈴木篤は取締役に就任いたしました。
2. 取締役小山秀夫、同石田奈緒子は、社外取締役であります。
3. 監査役石田東生、同石山ありさは、社外監査役であります。
4. 監査役石山ありさは、弁護士法人ひたちのフロンティア法律事務所の弁護士であります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役に該当しない取締役小林敏也、取締役小山秀夫、取締役石田奈緒子及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	127,806	127,806	-	-	10
(うち社外取締役)	(4,770)	(4,770)	-	-	(2)
監査役	20,835	20,835	-	-	4
(うち社外監査役)	(4,770)	(4,770)	-	-	(2)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬につきましては、1992年6月25日開催の第121回定時株主総会において取締役の報酬額につきましては月額2,000万円以内、監査役の報酬額につきましては月額400万円以内として決議しております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は19名、監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2021年3月1日施行の改正会社法第361条第7項及び改正会社法施行規則第98条の5の規定により、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）につきましては2021年3月23日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 取締役の報酬等に関する決定方針

1. 基本方針

取締役の報酬は、役職、業績等を勘案して決定します。なお、支給方法は月例の固定報酬のみとします。

2. 個人別報酬等の決定方法

個人別報酬等については、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長が株主総会決議により承認された範囲内において決定します。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、決議により一任された取締役社長から、各取締役の報酬額は役職、業績等を勘案して決定したものと説明を受け、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度は、2023年6月27日開催の取締役会において、個人別報酬等について、取締役社長への一任決議をしております。委任した理由は、取締役会が当社の業績等を勘案し各取締役の報酬額を決定する事に、取締役社長が最も適していると考えからであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	小山 秀夫	7回中7回	-	茨城県警察本部の要職を歴任された経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。
	石田奈緒子	7回中6回	-	茨城県の要職を歴任された経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。
監査役	石田 東生	7回中4回	7回中4回	大学教授の経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。
	石山ありさ	7回中7回	7回中7回	弁護士の経験及び幅広い見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための有益なアドバイスをいただいております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,456千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から提示を受けた当事業年度の監査計画の内容及び必要な監査品質を維持するための監査体制・監査時間は妥当であり、それらをもとに算出された報酬額も妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	6,635,393	流動負債	6,128,962
現金及び預金	2,450,371	支払手形及び買掛金	368,161
受取手形、売掛金及び契約資産	1,819,827	1年内償還予定の社債	150,000
リース投資資産	1,716,029	短期借入金	2,081,079
棚卸資産	173,713	リース債務	569,824
その他	475,452	未払法人税等	314,543
固定資産	19,283,213	賞与引当金	286,411
有形固定資産	17,133,778	役員賞与引当金	9,263
建物及び構築物	6,811,953	資産除去債務	60,000
機械装置及び運搬具	2,115,927	その他	2,289,677
土地	6,979,733	固定負債	10,171,526
建設仮勘定	902,820	社債	300,000
その他	323,343	長期借入金	5,577,031
無形固定資産	468,453	リース債務	1,221,965
投資その他の資産	1,680,981	役員退職慰労引当金	18,110
投資有価証券	97,291	退職給付に係る負債	2,329,040
長期貸付金	49,246	資産除去債務	93,510
繰延税金資産	1,409,189	その他	631,868
その他	164,403	負債の部合計	16,300,488
貸倒引当金	△ 39,150	純資産の部	
		株主資本	9,610,471
		資本金	100,000
		資本剰余金	459,171
		利益剰余金	9,067,163
		自己株式	△ 15,864
		その他の包括利益累計額	7,647
		その他有価証券評価差額金	19,303
		退職給付に係る調整累計額	△ 11,656
		純資産の部合計	9,618,118
資産の部合計	25,918,607	負債及び純資産の部合計	25,918,607

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収益		14,989,199
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	12,078,550	
販売費及び一般管理費	1,761,515	13,840,066
営業利益		1,149,133
営業外収益		
受取利息	1,928	
受取配当金	976	
運行継続協力金等	94,817	
原油価格高騰対策補助金	82,769	
その他	81,739	262,231
営業外費用		
支払利息	62,578	
その他	18,676	81,254
経常利益		1,330,110
特別利益		
補助金受入額	301,310	
工事負担金受入額	96,500	
固定資産売却益	2,043	399,854
特別損失		
固定資産圧縮損	397,810	
減損損失	48,382	
解体撤去費	12,364	
その他	12,286	470,844
税金等調整前当期純利益		1,259,120
法人税、住民税及び事業税	373,478	
法人税等調整額	△ 14,492	358,986
当期純利益		900,134
非支配株主に帰属する当期純利益		1,353
親会社株主に帰属する当期純利益		898,780

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,795,234	流動負債	6,465,468
現金及び預金	1,272,847	1年内償還予定の社債	150,000
未収運賃	1,325,725	短期借入金	2,072,025
未収金	364,272	リース債務	454,791
未収収益	20,630	未払金	1,007,542
短期貸付金	14,222	未払消費税等	27,926
リース投資資産	1,554,667	未払法人税等	258,756
貯蔵品	158,460	未払費用	262,253
前払費用	17,462	預り連絡運賃	171,252
その他の流動資産	66,946	預り金	1,340,822
固定資産	18,604,982	前受運賃	363,542
鉄道事業固定資産	6,108,853	前受金	55,137
自動車事業固定資産	3,819,268	前受収益	22,665
開発事業固定資産	5,758,405	賞与引当金	218,751
各事業関連固定資産	96,606	資産除去債務	60,000
建設仮勘定	872,430	固定負債	9,598,314
投資その他の資産	1,949,418	社債	300,000
関係会社株式	377,384	長期借入金	5,554,376
投資有価証券	87,917	リース債務	949,678
出資金	2,220	退職給付引当金	2,130,832
関係会社長期貸付金	671,500	資産除去債務	93,510
長期貸付金	8,467	その他の固定負債	569,916
長期前払費用	11,428	負債の部合計	16,063,783
繰延税金資産	865,446	純資産の部	
その他の投資等	53,523	株主資本	7,321,546
貸倒引当金	△ 128,470	資本金	100,000
		資本剰余金	446,781
		資本準備金	36,781
		その他資本剰余金	410,000
		利益剰余金	6,790,630
		利益準備金	127,500
		その他利益剰余金	6,663,130
		別途積立金	850,000
		繰越利益剰余金	5,813,130
		自己株式	△ 15,864
		評価・換算差額等	14,887
		その他有価証券評価差額金	14,887
		純資産の部合計	7,336,434
資産の部合計	23,400,217	負債及び純資産の部合計	23,400,217

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
鉄 道 事 業		
営業収益	2,366,363	
営業費	2,248,133	
営業利益		118,229
自 動 車 事 業		
営業収益	6,754,484	
営業費	6,371,048	
営業利益		383,435
開 発 事 業		
営業収益	859,951	
営業費	470,695	
営業利益		389,256
全事業営業利益		890,921
営 業 外 収 益		
受取利息	4,121	
受取配当金	35,728	
原油価格高騰対策補助金	69,699	
関係会社事業損失引当金戻入額	45,341	
運行継続協力金等	37,901	
その他	71,190	263,983
営 業 外 費 用		
支払利息	59,821	
貸倒引当金繰入額	51,415	
その他	8,911	120,147
経 常 利 益		1,034,757
特 別 利 益		
補助金受入額	301,310	
工事負担金受入額	96,500	397,810
特 別 損 失		
固定資産圧縮損	397,810	
減損損失	48,382	
その他	5,600	451,792
税引前当期純利益		980,774
法人税、住民税及び事業税	286,996	
法人税等調整額	△ 13,538	273,458
当 期 純 利 益		707,316

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

関東鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 大典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関東鉄道株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関東鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

関東鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五十嵐 大典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関東鉄道株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

関東鉄道株式会社 監査役会

常勤監査役 河上 守 ⑩

社外監査役 石田 東生 ⑩

監査役 天野 貴夫 ⑩

社外監査役 石山 ありさ ⑩

以上

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ② 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
- ③ 取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
- ④ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
- ⑤ 安全・監査部が、財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
- ⑥ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び常勤取締役会の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを分析・評価し、必要に応じ適切な対応を図る体制を整備する。
- ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
- ③ 災害、事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
- ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、災害対策本部を設置し、迅速に対応する。
- ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
- ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会（3カ月に1回以上開催）の決議により意思決定すべき事項と常勤取締役会（常

勤取締役で構成され、原則週1回開催)の審議により意思決定すべき事項について取締役会規則、常勤取締役会規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。

- ② 職制及び事務分掌規程、職務権限規則を整備し、各職制の責任を明確化する。
- ③ 中期経営計画及び年度計画を決定し、これに基づき職務を執行する。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。

イ. 子会社を管理・指導する担当部署を設置するとともに、関係会社管理基準等を整備し、関係部署と連携して、子会社の管理を行う。

ウ. 子会社は、関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。

エ. 当社の取締役又は使用人は、必要に応じ子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。

オ. 安全・監査部が、子会社の内部監査を実施する。

カ. 当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。

- ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役会を定期的に開催し、グループの経営方針の伝達と経営情報の共有等を図る。

イ. 子会社は、当社の指導に基づき、中期経営計画及び年度計画を策定し、これに基づき職務を執行する。

- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。

イ. 子会社は、取締役会を通じ、コンプライアンス・リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 関係会社管理基準において、子会社が、当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け必要に応じて指導を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役室の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
- ② 監査役室の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。

(8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

ア. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。

イ. 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

② 子会社の取締役等及び使用人又は、これらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

ア. 子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又は担当部署に報告する。

③ 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。

(9) 監査役の職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会等、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。

② 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。

③ 取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

経営理念として「関鉄グループ経営理念」を定め、これをグループ内の取締役等及び使用人に周知・徹底を図っております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、コンプライアンスに関する事例及び再発防止策を共有し、講習会の開催やコンプライアンスカードの配布により法令遵守、社会から求められる倫理的行動について周知、教育を実施しております。なお、コンプライアンス

相談窓口を外部に委託し、通報・相談された事項について、適切な対応を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る書類について、文書取扱規程に基づき、事務局が適切に保管しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社と子会社を対象としたリスク調査結果に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、管理対象リスクの選定及び管理主体の指定を行い、適切にリスク管理を実施しております。鉄道事業部門及び自動車事業部門では、安全管理規程、災害対策規則に基づき、安全管理体制の再確認により安全重点施策の見直しを実施したほか、異常時を想定した定期的な訓練を実施しました。また、大規模災害発生に備え整備した「事業継続計画」について内容の見直し及び社内周知を図りました。更に、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、事業継続計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき必要な対応を実施しました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会規則及び常勤取締役会規則に基づき、取締役会において業務執行上重要な事項に関する意思決定を行うとともに、常勤取締役会においてそれ以外の重要な事項の審議・報告を行っております。なお、年度計画規程に基づき、2023年度年度計画を遂行するとともに、取締役会で2024年度年度計画を決議しました。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社管理基準に基づき、子会社の業務処理区分を明確化し、子会社から当社への「協議・報告・稟議」を義務付けております。同基準に基づき経営者会議を開催し、当社から経営方針の示達を行い、2024年度年度計画の審議を行いました。

また、子会社に対し、随時、当社各部門による業務指導を行うとともに、内部監査を実施し業務執行の適正性の確保を図りました。

なお、子会社の使用人の利用も可能としている当社のコンプライアンス相談窓口の周知を図りました。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

監査役の職務補助のため、専任の使用人を配置しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役から独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

専任の使用人は、業務執行組織から独立しており、監査役の指揮命令により、監査役の職務を補助しております。

(8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、重要な書類の閲覧により業務の執行状況を把握しております。当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又は、担当部署に報告する体制をとっております。なお、公益通報者保護法に則り、内部通報をした者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(9) 監査役の職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役の職務について生ずる費用を予算化し、これを会社が負担しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役社長と常勤監査役は、定期的かつ必要に応じて会合を開催し、重要課題等について意思疎通を図っております。また、監査役は、会計監査人、子会社監査役及び担当部署と情報を共有・意見交換を行い、連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	446,781	8,229,202	△ 15,545	8,760,437
当期変動額					
剰余金の配当			△ 60,818		△ 60,818
親会社株主に帰属する当期純利益			898,780		898,780
自己株式の取得				△ 318	△ 318
連結子会社株式の取得による持分の増減		12,390			12,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	12,390	837,961	△ 318	850,033
当期末残高	100,000	459,171	9,067,163	△ 15,864	9,610,471

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	12,028	△ 3,407	8,620	19,891	8,788,949
当期変動額					
剰余金の配当					△ 60,818
親会社株主に帰属する当期純利益					898,780
自己株式の取得					△ 318
連結子会社株式の取得による持分の増減					12,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,275	△ 8,248	△ 973	△ 19,891	△ 20,864
連結会計年度中の変動額合計	7,275	△ 8,248	△ 973	△ 19,891	829,168
当期末残高	19,303	△ 11,656	7,647	—	9,618,118

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

すべての子会社を連結しております。

主要な連結子会社の名称

関鉄観光バス(株)

関東情報サービス(株)

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、2月末日です。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結の範囲の変更

(株)関鉄クリエイトは、連結子会社である常総産業(株)との合併により、関鉄観光(株)は、連結子会社である関鉄観光バス(株)との合併により、それぞれ消滅しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

小売業商品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

鉄道事業の取替資産については取替法、車両を除く資産については定額法、それ以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。

鉄道事業以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年 機械装置及び運搬具 5～17年

工具器具備品 1～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

子会社の役員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 収益を認識する時点と計上基準

収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、運輸業における鉄道及びバス定期券については、有効期間にわたって収益を認識しており、レジャー業における旅行商品等に関しては、顧客への商品の提供における当社の役割が本人に該当する取引について、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しております。

② 工事負担金等の処理方法

固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、金利の変動に伴うキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1,409,189千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 減損損失 48,382千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の事業ごと又は物件ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

リース投資資産	161,362 千円
建物及び構築物	5,084,808 千円
機械装置及び運搬具	680,369 千円
土地	4,228,033 千円
有形固定資産その他	66,253 千円
計	10,220,826 千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	207,460 千円
長期借入金	3,807,588 千円
計	4,015,049 千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(連結貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 24,754,584 千円

3. 有形固定資産の取得原価から控除した工事負担金等の受入れによる圧縮記帳累計額 11,525,393 千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式	普通株式	10,200,000	—	—	10,200,000
自己株式	普通株式	63,557	1,029	—	64,586

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,029株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 配当に関する事項

(1) 2023年6月27日開催の第152期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	60,818 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	6 円
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月28日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う配当に関する事項

2024年6月25日開催の第153期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	50,677 千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	5 円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月26日

(減損会計に関する注記)

当連結会計年度の連結計算書類において、当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(千円)
賃貸用不動産	建物	関鉄パーキング (茨城県水戸市)	48,382
合計			48,382

(資産のグルーピングの方法)

原則として、事業用資産については、事業別を基準としてグルーピングを行っており、連結子会社資産については、各事業会社を最小単位としてグルーピングを行っています。

また、賃貸用不動産及び遊休資産については、個別の物件を単位として判定しております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

上記の賃貸用不動産については、当社において、除却予定となり将来の使用が見込まれていないことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しました。

(回収可能額の算定方法等)

上記の賃貸用不動産については、除却予定となり将来キャッシュ・フローが見込まれないため回収可能額を零として評価しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,450,371	2,450,371	—
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産	1,819,827	1,819,827	—
(3) リース投資資産	1,716,029	1,519,179	△ 196,849
(4) 投資有価証券 その他有価証券(※1)	45,781	45,781	—
資産計	6,032,009	5,835,159	△ 196,849
(5) 支払手形及び買掛金	368,161	368,161	—
(6) 短期借入金(※2)	300,000	300,000	—
(7) 社債	450,000	445,490	△ 4,510
(8) 長期借入金(※2)	7,358,110	7,225,733	△ 132,377
(9) リース債務	1,791,789	1,763,189	△ 28,600
負債計	10,268,061	10,102,574	△ 165,487

(※1) 市場価格のない株式等は、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	51,510

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	45,781	—	—	45,781
資産計	45,781	—	—	45,781

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形、売掛金及び契約資産	—	1,819,827	—	1,819,827
リース投資資産	—	1,519,179	—	1,519,179
資産計	—	3,339,006	—	3,339,006
支払手形及び買掛金	—	368,161	—	368,161
短期借入金	—	300,000	—	300,000
社債	—	445,490	—	445,490
長期借入金	—	7,225,733	—	7,225,733
リース債務	—	1,763,189	—	1,763,189
負債計	—	10,102,574	—	10,102,574

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している非上場株式等は、市場の取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・リース投資資産

リース投資資産の時価については、一定の期間ごとに分類した将来キャッシュ・フローを、国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率により割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・支払手形及び買掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・社債、長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、茨城県において、賃貸用のオフィスビル、商業施設及び駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

		前連結会計年度	当連結会計年度
連結貸借対照表 計上額	期首残高	5,320,242	5,217,391
	期中増減額	△ 102,851	△ 132,972
	期末残高	5,217,391	5,084,418
期末時価		6,516,551	6,586,711

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき自社で算定した金額であり、建物等の償却性資産は適正な帳簿価額の金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	自動車車両整備業	
鉄道事業	2,359,604	—	—	—	—	2,359,604
バス事業	7,893,433	—	—	—	—	7,893,433
タクシー事業	792,178	—	—	—	—	792,178
不動産分譲業	—	—	—	—	—	0
流通業	—	—	515,921	—	—	515,921
レジャーサービス業	—	—	—	2,092,695	—	2,092,695
自動車車両整備業	—	—	—	—	399,411	399,411
その他	—	65,008	—	—	—	65,008
顧客との契約から生じる収益	11,045,216	65,008	515,921	2,092,695	399,411	14,118,254
その他の収益	—	870,944	—	—	—	870,944
外部顧客への売上高	11,045,216	935,953	515,921	2,092,695	399,411	14,989,199

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（収益を認識する時点と計上基準）」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）		
受取手形	4,391	6,530
売掛金	1,563,908	1,714,701
	1,568,300	1,721,232
顧客との契約から生じた債権（期末残高）		
受取手形	6,530	4,087
売掛金	1,714,701	1,798,334
	1,721,232	1,802,422
契約資産（期首残高）	21,602	28,387
契約資産（期末残高）	28,387	17,405
契約負債（期首残高）	368,718	390,007
契約負債（期末残高）	390,007	492,453

契約資産は、情報サービス業におけるシステム開発契約で、連結会計年度末時点で完了しているが未請求の部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該システム開発に関する対価は、主にシステムが完成時に受領しております。なお、当連結会計年度において契約資産に重要な変動はありません。

契約負債は、主に、運輸業における鉄道及びバス定期券で、収益を認識する顧客から受け取った3～6ヵ月分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当連結会計年度において契約負債の残高に重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、契約期間が1年を超える契約に重要性は乏しく、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	948円96銭
2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	88円67銭

(重要な後発事象)

株式交換契約の締結

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」）との間で、京成電鉄を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしました。

(1) 本株式交換の概要

① 株式交換完全親会社の名称及び事業の内容

株式交換完全親会社の名称	京成電鉄株式会社
事業の内容	鉄道による一般運輸業 土地、建物の売買及び賃貸業

② 本株式交換の目的

- ・経営資源の効率的な利活用及び迅速な意思決定を行う体制の構築
- ・両社の更なる連携強化によるグループ一体経営の遂行

③ 本株式交換の効力発生日

2024年9月1日（予定）

④ 本株式交換の方式

本株式交換は、京成電鉄においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、当社においては、2024年6月25日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2024年9月1日を効力発生日として行う予定です。

(2) 株式の種類別の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

① 株式の交換比率

京成電鉄は、当社の普通株式（以下「当社株式」）1株に対して、京成電鉄の普通株式（以下「京成電鉄株式」）0.133株を割当交付いたします。ただし、京成電鉄が保有する当社株式（2024年4月26日現在6,135,614株）については、本株式交換による株式の割当では行いません。なお、本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意の上、変更することがあります。

② 株式交換比率の算定方法

京成電鉄及び当社は、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、受領した株式交換比率の算定書及びリーガル・アドバイザーからの助言等を踏まえて慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資すると判断いたしました。

③ 交付する予定の京成電鉄株式数

531,973株

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	36,781	410,000	446,781	127,500	850,000	5,166,631	6,144,131	△ 15,545	6,675,367
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△ 60,818	△ 60,818		△ 60,818
当期純利益							707,316	707,316		707,316
自己株式の取得									△ 318	△ 318
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	646,498	646,498	△ 318	646,179
当 期 末 残 高	100,000	36,781	410,000	446,781	127,500	850,000	5,813,130	6,790,630	△ 15,864	7,321,546

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当 期 首 残 高	10,084	10,084	6,685,452
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 60,818
当期純利益			707,316
自己株式の取得			△ 318
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,803	4,803	4,803
当期変動額合計	4,803	4,803	650,982
当 期 末 残 高	14,887	14,887	7,336,434

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 貯蔵品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 鉄道事業の取替資産については取替法、車両を除く資産については定額法、それ以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。
鉄道事業以外の資産については定率法(ただし、建物並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備・構築物については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 5～60年 機械装置及び運搬具 5～17年 工具器具備品 1～15年
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものについては当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - (4) 関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
4. 収益及び費用の計上基準
 - (1) 収益を認識する時点と計上基準
収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、運輸業における鉄道及びバス定期券については、有効期間にわたって収益を認識しております。
 - (2) 工事負担金等の処理方法
鉄道事業及び自動車事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
 - (3) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、金利の変動に伴うキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 865,446千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 48,382千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、鉄道事業固定資産及び自動車事業固定資産は資産一体で、開発事業固定資産は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産	5,702,501 千円
自動車事業固定資産	2,561,305 千円
開発事業固定資産	713,873 千円
各事業関連固定資産	32,395 千円
計	9,010,075 千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	3,983,340 千円
計	3,983,340 千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,040,659 千円

3. 事業用固定資産 15,783,134 千円
有形固定資産 15,348,574 千円
土地 7,038,480 千円 建物 2,839,399 千円
構築物 3,406,570 千円 車両 1,737,358 千円
その他 326,767 千円
無形固定資産 434,559 千円

(注) 車両及びその他には、リース資産を含みます。

4. 有形固定資産の取得原価から控除した工事負担金等の受入れによる圧縮記帳累計額 9,243,030 千円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	76,726 千円
長期金銭債権	682,141 千円
短期金銭債務	1,025,623 千円
長期金銭債務	3,486 千円

6. 取締役、監査役に対する金銭債権及び債務

長期金銭債務	34,700 千円
--------	-----------

(損益計算書に関する注記)

1. 営業収益 9,980,799 千円

2. 営業費 9,089,877 千円

運送営業費及び売上原価	6,957,814 千円
販売費及び一般管理費	788,143 千円
諸税	200,524 千円
減価償却費	1,143,394 千円

3. 関係会社との取引高

営業収益	132,860 千円
営業費	231,222 千円
営業取引以外の取引高	40,040 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	64,586 株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	730,023千円
賞与引当金	74,944千円
減損損失	127,186千円
株式評価損	77,662千円
その他	163,277千円
繰延税金資産小計	1,173,092千円
評価性引当額	△299,888千円
繰延税金資産合計	873,205千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,758千円
繰延税金負債合計	△7,758千円
繰延税金資産の純額	865,446千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	関鉄自動車工業株式会社	茨城県土浦市	10百万円	100.00%	自動車整備業	消費寄託金の受入(※1)	—	預り金	250百万円
子会社	関東情報サービス株式会社	茨城県土浦市	30百万円	100.00%	システム開発 機器、ソフト販売	消費寄託金の受入(※1)	100百万円	預り金	450百万円
子会社	関鉄筑波商事株式会社	茨城県土浦市	50百万円	100.00%	不動産賃貸業 ゴルフ練習場業	長期貸付金の回収(※2) 長期貸付金の貸付(※2)	6百万円 25百万円	関係会社 長期貸付金	402百万円

(※1) 消費寄託金については、連結子会社の資金運用に伴うものであります。金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。

(※2) 金銭消費貸借契約に基づく貸付金の取引条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 723円84銭
- 1株当たり当期純利益 69円78銭

(減損会計に関する注記)

当事業年度の計算書類において、当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額(千円)
賃貸用不動産	建物	関鉄パーキング(茨城県水戸市)	48,382
合計			48,382

(資産のグルーピングの方法)

原則として、事業用資産については、事業別を基準としてグルーピングを行っています。また、賃貸用不動産及び遊休資産については、個別の物件を単位として判定しております。

(減損損失を認識するに至った経緯)

上記の賃貸用不動産については、当社において、除却予定となり将来の使用が見込まれていないことから、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しました。

(回収可能額の算定方法等)

上記の賃貸用不動産については、除却予定となり将来キャッシュ・フローが見込まれないため回収可能額を零として評価しております。

(重要な後発事象)

株式交換契約の締結

連結注記表「注記事項(重要な後発事象)株式交換契約の締結」の内容と同一のため、記載を省略しております。